

議案第39号

大府市ふれ愛サポートセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

大府市ふれ愛サポートセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和8年6月2日提出

大府市長 岡村 秀人

大府市ふれ愛サポートセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

大府市ふれ愛サポートセンターの設置及び管理に関する条例（平成22年大府市条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次 第1章 総則（第1条－ <u>第5条</u> ） 第2章 大府市高齢者・障がい者虐待防止センター（ <u>第6条－第8条</u> ） 第3章 大府市障がい者相談支援センター（ <u>第9条－第11条</u> ） 第4章 大府市レインボーハウス（ <u>第12条－第14条</u> ） 第5章 ふれ愛ゾーン（ <u>第15条－第22条</u> ） 第6章 雑則（ <u>第23条・第24条</u> ） 附則	目次 第1章 総則（第1条－ <u>第6条</u> ） 第2章 大府市高齢者・障がい者虐待防止センター（ <u>第7条－第9条</u> ） 第3章 大府市障がい者相談支援センター（ <u>第10条－第12条</u> ） 第4章 大府市レインボーハウス（ <u>第13条－第15条</u> ） 第5章 ふれ愛ゾーン（ <u>第16条－第23条</u> ） 第6章 雑則（ <u>第24条・第25条</u> ） 附則 <u>（趣旨）</u> <u>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、大府市ふれ愛サポートセンターの設置及び管理について、必</u>

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p><u>第1条</u> 高齢者、障がい者及び障がい児の福祉の増進並びに<u>長期欠席</u>に係る児童及び生徒（以下「<u>長期欠席児童生徒</u>」という。）の社会的自立を図るため、大府市ふれ愛サポートセンター（以下「ふれ愛センター」という。）を大府市江端町六丁目13番地の1に設置する。</p> <p>2 略</p> <p><u>第2条～第11条</u> 略</p> <p>(目的)</p> <p><u>第12条</u> 大府市レインボーハウスは、<u>長期欠席児童生徒</u>の社会的自立を図るため、<u>長期欠席児童生徒</u>の支援に係る施策を行うことを目的とした施設とする。</p> <p>(事業)</p> <p><u>第13条</u> 大府市レインボーハウスは、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) <u>長期欠席児童生徒</u>の実態把握及び対応策の検討に関すること。</p> <p>(2) <u>長期欠席児童生徒</u>の学習活動及び社会体験活動の支援に関すること。</p> <p>(3) <u>長期欠席児童生徒</u>に係る教育相談に関すること。</p> <p>(4) 略</p> <p>(開設時間)</p>	<p><u>要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(設置)</p> <p><u>第2条</u> 高齢者、障がい者及び障がい児の福祉の増進並びに<u>不登校</u>に係る児童及び生徒（以下「<u>不登校児童生徒</u>」という。）の社会的自立を図るため、大府市ふれ愛サポートセンター（以下「ふれ愛センター」という。）を大府市江端町六丁目13番地の1に設置する。</p> <p>2 略</p> <p><u>第3条～第12条</u> 略</p> <p>(目的)</p> <p><u>第13条</u> 大府市レインボーハウスは、<u>不登校児童生徒</u>の社会的自立を図るため、<u>不登校児童生徒</u>の支援に係る施策を行うことを目的とした施設とする。</p> <p>(事業)</p> <p><u>第14条</u> 大府市レインボーハウスは、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) <u>不登校児童生徒</u>の実態把握及び対応策の検討に関すること。</p> <p>(2) <u>不登校児童生徒</u>の学習活動及び社会体験活動の支援に関すること。</p> <p>(3) <u>不登校児童生徒</u>に係る教育相談に関すること。</p> <p>(4) 略</p> <p>(開設時間)</p>

改正後	改正前
<p><u>第14条</u> 略</p> <p>(目的)</p>	<p><u>第15条</u> 略</p> <p>(目的)</p>
<p><u>第15条</u> ふれ愛ゾーンは、高齢者及び障がい者等の福祉の増進並びに<u>長期欠席児童生徒</u>の社会的自立を図るための活動の場を提供することを目的とした施設とする。</p> <p>(利用時間)</p>	<p><u>第16条</u> ふれ愛ゾーンは、高齢者及び障がい者等の福祉の増進並びに<u>不登校児童生徒</u>の社会的自立を図るための活動の場を提供することを目的とした施設とする。</p> <p>(利用時間)</p>
<p><u>第16条</u> 略</p> <p>(利用できる者の範囲)</p>	<p><u>第17条</u> 略</p> <p>(利用できる者の範囲)</p>
<p><u>第17条</u> ふれ愛ゾーンを利用できる者は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 高齢者若しくは障がい者等の福祉の増進又は<u>長期欠席児童生徒</u>の社会的自立を図るための活動を行う団体</p> <p>(2) 略</p>	<p><u>第18条</u> ふれ愛ゾーンを利用できる者は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 高齢者若しくは障がい者等の福祉の増進又は<u>不登校児童生徒</u>の社会的自立を図るための活動を行う団体</p> <p>(2) 略</p>
<p><u>第18条・第19条</u> 略</p> <p>(利用の不許可)</p>	<p><u>第19条・第20条</u> 略</p> <p>(利用の不許可)</p>
<p><u>第20条</u> 市長は、ふれ愛ゾーンを利用しようとする者が<u>第4条各号</u>のいずれかに該当すると認めるときは、利用を許可しない。</p> <p>(許可の取消し及び利用の中止命令)</p>	<p><u>第21条</u> 市長は、ふれ愛ゾーンを利用しようとする者が<u>第5条各号</u>のいずれかに該当すると認めるときは、利用を許可しない。</p> <p>(許可の取消し及び利用の中止命令)</p>
<p><u>第21条</u> 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、<u>第19条第1項</u>の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。</p> <p>(1) 利用者が<u>第5条</u>の規定に違反したとき。</p>	<p><u>第22条</u> 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、<u>第20条第1項</u>の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。</p> <p>(1) 利用者が<u>第6条</u>の規定に違反したとき。</p>

改正後	改正前
(2) <u>第4条各号</u> のいずれかに該当することが明らかとなったとき。 (3) 略 2 略 <u>第22条～第24条</u> 略	(2) <u>第5条各号</u> のいずれかに該当することが明らかとなったとき。 (3) 略 2 略 <u>第23条～第25条</u> 略

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。